

1 小児科・産科プログラムの変更の取扱いについて（省令施行通知の改正）

(1) 小児科・産科プログラムとは

初期臨床研修において、募集定員が 20 人以上の基幹型病院は、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした小児科・産科プログラム（募集定員各 2 人以上）を必ず設置することとされている。

(2) 小児科・産科プログラムの取扱いの変更

令和6年3月29日付省令施行通知の改正により、以下のとおり改正された。

都道府県知事は、病院の意向、地域医療対策協議会の意見等を踏まえ、当該都道府県において医師が不足していると考えられる診療科又は部門（内科、救急、外科又は精神科）の研修を重点的に行う研修プログラムに変更することができることとする。

(3) 国における見直しの背景

【医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書(令和6年3月25日)より】

- ✓ **小児科医・産科医を希望しない研修医が、小児科・産科プログラムを選択するケースが相当数存在**すること。
(小児科・産科志望ではない研修医が、当該病院の通常プログラムに入るのが難しいという理由で応募してくるケース)
- ✓ 小児科・産科のみ特別の研修プログラムの設置を義務付けることは、その他の診療科との関係で**整合性を欠く**との指摘。
- ✓ **小児科・産科プログラムを選択した研修医が、各診療科をローテートした結果、希望進路を変更することは十分にあり得る。**

【国資料『臨床研修前後の希望診療科及び研修の満足度』より】（参考 3 参照）

小児科・産科プログラムを選択した研修医

➤ 将来小児科・産科を**希望し**、小児科・産科プログラムを選択した研修医が、臨床研修終了後に小児科・産科以外を希望するケースが一定数ある。

➤ 将来小児科・産科を**希望しない**が小児科・産科プログラムを選択した研修医が、臨床研修終了後に小児科・産科を希望するケースは少ない。

2 都における小児科・産科プログラム変更に係る対応（案）

【都の小児科・産科プログラムの状況】

- 小児科・産科プログラムの定員は埋まりにくく、最終的に欠員が生じる傾向にあった。
- 国が配分する臨床研修医募集定員上限の算定においては、各病院の採用人数に欠員が生じた場合は、次年度の割り振りに際し、当該欠員分を控除して算定される仕組み。

(1) プログラム変更可能とする考え方について（案）

○現状においても、小児科・産科を希望しないが小児科・産科プログラムに入る研修医もいることから、都内病院におけるプログラム変更を認めた場合であっても、直ちに小児科医・産科医の減少につながるわけではない。

○都においては、国の示す4診療科（内科、外科、精神科、救急分野）のいずれも、過剰とは考えていないため、病院の意向がある場合においては、変更が可能としてはいかがか。

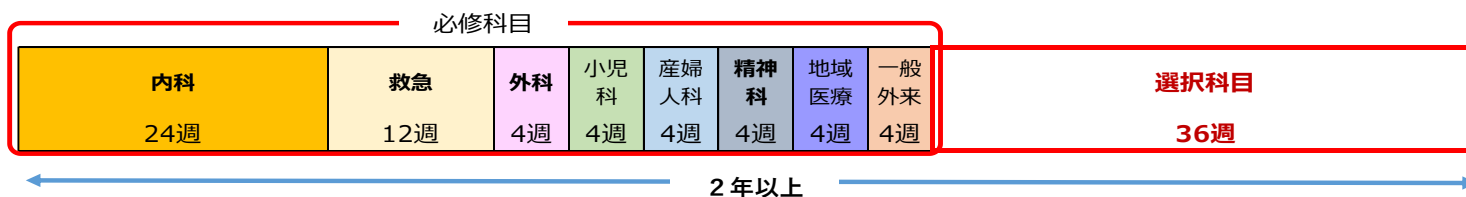
➤ 国の改正に対応し、都においては小児科・産科プログラムについて、国が変更可能と定める診療科を重点的に行う研修プログラムへの変更を可能とする

【小児科・産科プログラム】 小児科または産科において12週以上の研修を行うこと。

あるいは

【変更後のプログラム】 内科の研修を重点的に行う場合は36週以上、救急部門の研修を重点的に行う場合は18週以上、外科又は精神科の研修を重点的に行う場合は12週以上とすること。

【臨床研修プログラムの必修科目・選択科目】



(2) 病院からのプログラム変更の意向

○令和6年11月に調査を行ったところ、都内基幹型病院のうち2病院から変更の意向があり、さらに今後検討したいという病院も複数あった。

(3) プログラム変更可能とする場合の取扱い（流れ）について

○プログラム変更する場合の取扱い（流れ）については、次のとおりとする（厚生労働省確認）。

予定	流れ
令和7年3月～4月初旬	病院より、募集定員配分希望数及び 小児科・産科プログラムの変更の申出
令和7年4月末予定	病院より、臨床研修プログラム年次報告、令和8年度開始臨床研修プログラム変更・新設の提出 <u>（小児科・産科プログラムから変更した場合は、新設プログラムとして提出される）</u>
令和7年5～7月	➡（都）臨床研修プログラム変更・新設の審査・確認
令和7年8月上旬	令和8年度臨床研修マッチング開始
令和7年秋ごろ	令和9年度臨床研修における小児科・産科プログラム変更の意向調査

第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院）

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

- (カ) 研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、将来小児科医になることを希望する研修医を対象として小児科において12週以上の研修を行う研修プログラム及び将来産科医になることを希望する研修医を対象として産婦人科において12週以上の研修を行う研修プログラム（募集定員各2人以上）を設けること。ただし、当該研修プログラムについて、都道府県知事は、病院の意向、地域医療対策協議会の意見等を踏まえ、当該都道府県において医師が不足していると考えられる診療科又は部門（内科、救急、外科又は精神科）の研修を重点的に行う研修プログラムに変更することができることとする。小児科プログラム及び産科プログラムから変更する研修プログラムは、診療科又は部門が同一とならないようにすること。内科の研修を重点的に行う場合は36週以上、救急部門の研修を重点的に行う場合は18週以上、外科又は精神科の研修を重点的に行う場合は12週以上とすること。

【参考2】国の定めるプログラム変更の要件について

- 当該都道府県において医師が不足していると考えられる診療科又は部門（内科、救急、外科又は精神科）の研修を重点的に行う研修プログラムに変更することができる。
- 小児科プログラム及び産科プログラムから変更する研修プログラムは、診療科又は部門が同一としないようにすること（※下記参照）
- 内科の研修を重点的に行う場合は36週以上、救急部門の研修を重点的に行う場合は18週以上、外科又は精神科の研修を重点的に行う場合は12週以上とすること。
- 病院の意向、地域医療対策協議会の意見等を踏まえること。
- 小児科・産科プログラムから広域連携型プログラムへの振替は、認められないこと

※小児科・産科プログラムから変更可能な診療科のパターン

【変更可能なパターン例】

小児科 2 名	→	○外科 2 名
産科 2 名	→	○産科 2 名（変更なし）
小児科 2 名	→	○外科 2 名
産科 2 名	→	○救急科 2 名

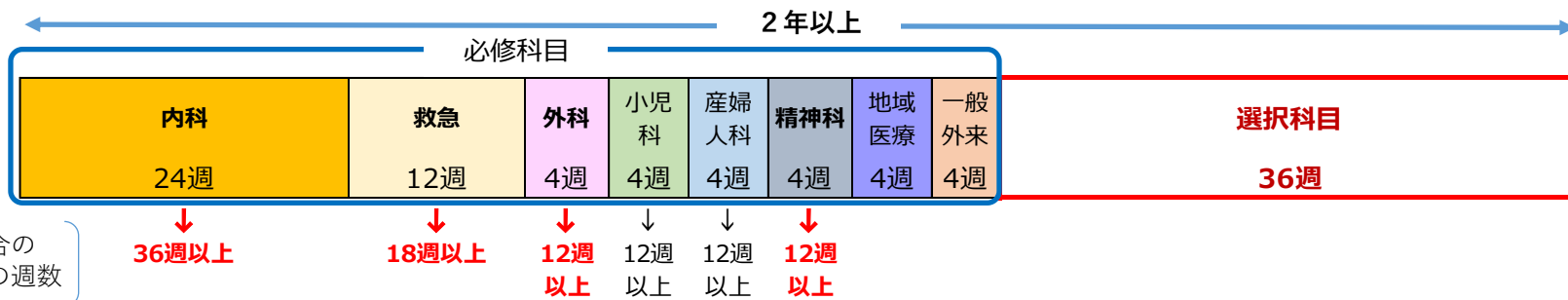
【変更できないパターン例】

（変更の結果、診療科等が同一になるパターン）

小児科 2 名	→	外科 2 名	×（合計） 外科 4 名
産科 2 名	→	外科 2 名	
小児科 2 名	→	産科 2 名	×（合計） 産科 4 名
産科 2 名	→	産科 2 名（変更なし）	

令和5年8月2日医道審査会医師分科会医師臨床研修部会資料より抜粋

【参考】4 診療科の研修を重点的に行う研修プログラムとした場合の要件（週数）



臨床研修前後の希望診療科及び研修の満足度

(1) 小児科を希望

小児科プログラム修了者		修了時点の将来希望する診療科	
		小児科	小児科以外
臨床研修前に将来希望していた診療科	小児科 72人	58人 【3.93】	14人 【4.07】
	小児科以外 19人	1人 【3.00】	18人 【4.28】
合計 91人 【4.01】		59人	32人

小児科プログラム、産科プログラム以外の修了者		修了時点の将来希望する診療科	
		小児科	小児科以外
臨床研修前に将来希望していた診療科	小児科 402人	254人 【4.09】	148人 【3.99】
	小児科以外 5,758人	58人 【3.98】	5,700人 【4.04】
合計 6,160人 【4.04】		312人	5,848人

(2) 産婦人科系(*)を希望 *産婦人科、産科、婦人科

産科プログラム修了者		修了時点の将来希望する診療科	
		産婦人科系	産婦人科系以外
臨床研修前に将来希望していた診療科	産婦人科系 60人	48人 【4.02】	12人 【4.00】
	産婦人科系以外 18人	3人 【4.00】	15人 【3.71】
合計 78人 【3.96】		51人	27人

小児科プログラム、産科プログラム以外の修了者		修了時点の将来希望する診療科	
		産婦人科系	産婦人科系以外
臨床研修前に将来希望していた診療科	産婦人科系 324人	213人 【4.21】	111人 【4.07】
	産婦人科系以外 5,836人	87人 【4.11】	5,749人 【4.03】
合計 6,160人 【4.04】		300人	5,860人

【出典】令和4年臨床研修修了者アンケート

※【 】内は研修に対する満足度。満足度は1（満足していない）～5（大変満足している）までの5段階。

修了者の人数は、研修プログラム、研修前に希望していた科、研修後に希望する科、のいずれかについて、無回答または無効回答の者を除いて集計。

それらの中から、満足度について回答している者について集計したものが【 】内の数値。そのため、【 】内の数値の集計の対象となった者の人数は、【 】外に記載の人数と完全には一致しない。